

■令和7年12月分

10月分と同様の手順で計算してください。

- ① 請求できる金額の上限の確認

A 12月の初日から末日まで認定を受けていた場合

A 37,000 円

B 施設等利用給付認定の認定期間が12月の途中から始まっている、または12月の途中で終了している場合

月額上限37,000円 × 月のうち認定期間の日数

日

B 円

(例えば認定期間が18日から31日までなら14日と記入)

(小数点以下の端数切捨て)

- ② 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業を利用した際に交付されている以下の書類を確認し、無償化の対象となる額(特定子ども・子育て支援利用料)を合計

【認可外施設、一時預かり事業】

領収証兼特定子ども・子育て支援の提供に係る提供証明書

【病児保育事業】

特定子ども・子育て支援の提供に係る提供証明書

【ファミリーサポートセンター事業】

盛岡市ファミリーサポートセンター事業活動報告書

証明書類が複数枚発行されているときは、12月利用分の金額を全て合計してください。

○支払った保育料のうち無償化の対象となる額(特定子ども・子育て支援利用料)

合計

② 円

→ ③ ①の上限額(A又はB)と②の額を比較し、少ない方の額を右欄に記載

12月分
請求額

③

円

2 請求合計額の計算

表面と裏面で計算したそれぞれの月の請求額を合計し、今回市へ請求する金額の合計を算出します。

$$10\text{月分}\text{請求額} \text{ 円} + 11\text{月分}\text{請求額} \text{ 円} + 12\text{月分}\text{請求額} \text{ 円} = \text{今期}\text{請求額}\text{合計} \text{ 円}$$

施設等利用費請求書の「6. 請求する認可外保育施設等利用料の額」欄に転記してください。←

令和7年9月以前の利用料をまだ市に請求していない方で、今回併せて請求する方は、市公式ホームページに掲載している「認可外保育施設等利用料の請求額計算シート(前期分)」で請求額を計算し、両方の合計額を施設等利用費請求書へ転記してください。

計算シートの記載例、エクセル版の様式、よくある質問などは市公式ホームページに掲載しています。（「盛岡市 認可外保育施設 無償化」で検索していただいても表示されます。）記載例などの資料を紙で受け取りたい場合は、ご利用の施設又は市子育てあんしん課へお申出ください。



認定子ども氏名 ○○ ○○
認可外保育施設

1月別請求額の計算

■令和7年10月分

- ① 請求できる金額の上限が以下のとおりです。

このシートで請求できるのは、3歳児クラスから5歳児クラスの子どもで市から施設等利用給付認定を受けた方です。

0歳児クラスから2歳児クラスの子どもで住民税非課税世帯の場合は、「新3号認定用」と記載されている計算シートをご利用ください。

新2号認定用

記載例

A 10月の初日から末日まで認定を受けていた場合

月額 A 37,000 円

B 施設等利用給付認定の認定期間が10月の途中から始まっている、または10月の途中で終了している場合

月額上限37,000円 × 月のうち認定期間の日数 □ ÷ 31日 = □ 円

(例えば認定期間が18日から31日までなら14日と記入)

- ② 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業を利用した際に交付されている以下の書類を確認し、無償化の対象となる額(特定子ども・子育て支援利用料)を合計します。

【認可外施設、一時預かり事業】

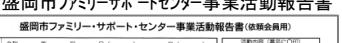
領収証兼特定子ども・子育て支援の提供に係る提供証明書

【病児保育事業】

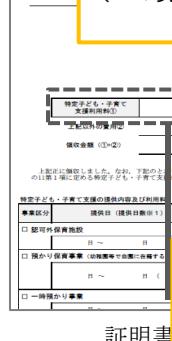
特定子ども・子育て支援の提供に係る提供証明書

【ファミリーサポートセンター事業】

盛岡市ファミリーサポートセンター事業活動報告書



ご利用の施設から交付されている書類で、無償化の対象となる金額が書かれている場所を見本として示しています。
(この見本の点線の枠内に金額などを記載する必要はありません。)



無償化の対象となる額は保育料又は利用料のみです。
対象となる金額は、それぞれの施設から発行される書類の上記の欄に記載されています。
他の自治体の施設の書類などで様式が異なる場合は、「特定子ども・子育て支援利用料」と示されている金額が無償化の対象額です。

○支払った保育料

■令和7年11月分

10月分と同様の手順で計算してください。

- ① 請求できる金額の上限の確認

A 11月の初日から末日まで認定を受けていた場合

月額 A 37,000 円

B 施設等利用給付認定の認定期間が11月の途中から始まっている、または11月の途中で終了している場合

月額上限37,000円 × 月のうち認定期間の日数 □ ÷ 30日 = □ 円

(例えば認定期間が18日から30日までなら13日と記入)

- ② 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業を利用した際に交付されている以下の書類を確認し、無償化の対象となる額(特定子ども・子育て支援利用料)を合計

【認可外施設、一時預かり事業】

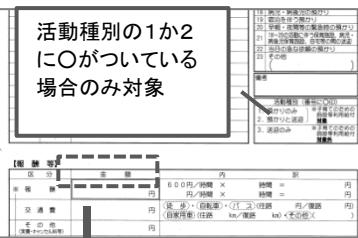
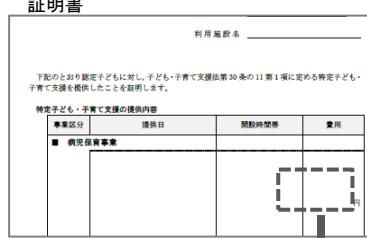
領収証兼特定子ども・子育て支援の提供に係る提供証明書

【病児保育事業】

特定子ども・子育て支援の提供に係る提供証明書

【ファミリーサポートセンター事業】

盛岡市ファミリーサポートセンター事業活動報告書



証明書類が複数枚発行されているときは、11月利用分の金額を全て合計してください。

○支払った保育料のうち無償化の対象となる額(特定子ども・子育て支援利用料)

→ ③ ①の上限額(A又はB)と②の額を比較し、少ない方の額を右欄に記載

合計

② 43,700 円

11月分
請求額
③ 37,000 円

(裏面に続きます)

■令和7年12月分

10月分と同様の手順で計算してください。

- ① 請求できる金額の上限の確認

A 12月の初日から末日まで認定を受けていた場合

A 37,000 円

B 施設等利用給付認定の認定期間が12月の途中から始まっている、または12月の途中で終了している場合

月額上限37,000円 × 月のうち認定期間の日数

14 日

= B 16,709 円

(例えば認定期間が18日から31日までなら14日と記入)

(小数点以下の端数切捨て)

- ② 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業を利用した際に交付されている以下の書類を確認し、無償化の対象となる額(特定子ども・子育て支援利用料)を合計

【認可外施設、一時預かり事業】

領収証兼特定子ども・子育て支援の提供に係る提供証明書

認定期間が月の途中で始まっている、又は終わっている場合、その月の給付の上限額は日割り計算となりますので、上記Bに沿って上限額を計算してください。

この記載例は、認定期間が12月14日で終了している場合としています。12月に認定を受けていた日数が14日間となりますので、上限額の計算は

$37,000\text{円} \times 14\text{日} \div 31\text{日} = 16,709.67\cdots\text{円}$

となります。小数点以下の端数は切り捨てますので、12月の上限額は16,709円となります。

○支払

→ ③

【病児保育事業】

特定子ども・子育て支援の提供に係る提供証明書

料金計算表

料金

料金